

国内経済要録

◇市中貸出金利の自主規制最高限度の変更

さる1月6日の公定歩合日歩1厘引上げに伴って、銀行貸出金利等が引き上げられたが(2月号「要録」参照)、その後の金利変更措置は次のとおりである。

(1) 農林中央金庫の系統外短期貸付金利

農林中央金庫では、系統外短期貸付金利を原則として日歩1厘の範囲内で引き上げ、1月16日から実施。

(2) 証券金融会社の貸借取引貸付金利等

証券金融3社は、貸借取引貸付実行金利を日歩1厘引き上げ1月10日から実施。なお、一般貸付金利についても原則として日歩1厘引き上げることとなった。

◇長期金利の改定

1. 国債

大蔵省は1月30日の国債発行世話会において、国債発行価格を2月発行分から従来より50銭引き下げ、額面100円につき98円10銭とすることを表明、引受けシ団もこれを了承した(この結果、応募者利回りは6.795%から6.902%に上昇)。また1月29日の大蔵省省議において、個人が購入する国債の利子については、現行の少額貯蓄非課税制度とは別枠で、元本50万円まで非課税の扱いとする方針が決定された。

2. 政保債

大蔵省は2月3日、政府保証債の発行価格を、額面100円につき従来の99円75銭から40銭引き下げて99円35銭とし、2月債から実施すると表明、引受けシ団もこれを了承した(この結果、政保債の応募者利回りは従来の年7.053%から7.139%に上昇)。

3. 利付金融債

長期信用銀行3行は1月29日、利付金融債の金利を年0.1%引き上げて7.3%とし、2月発行分から実施する旨決定(割引金融債の金利は据置き)。また、農林中央金庫および商工組合中央金庫においても同日同様の引上げを決定。

4. 信託配当率

信託協会は2月3日、5年物貸付信託の予想配当率を年0.05%引き上げて7.27%とし、4月19日以降の決算期から実施することを決定。指定金銭信託(合同運用)の予想配当率についても5年以上のもののみを0.05%引き上げて7.03%とし、3月26日以降実施することとなった。

◇外国為替公認銀行に対する海外短資円転換規則の実施

本行は、最近における金融情勢等の推移にかんがみ、為替銀行が取り入れたユーロ・ダラー等外貨資金が過度に円に転換されることを抑制するため、大蔵省と協議のうえ、2月以降本邦甲種外国為替公認銀行12行に対し円転換規制を実施した。

◇ドイツ貨公債の発行

政府は、このほど第2回産業投資ドイツ貨公債1億ドイツ・マルクの発行を決定し、2月13日ドイッチェ・バンクとの間で下記条件により引受け契約に調印した。

発行額 1億ドイツ・マルク(90億円、全額42年度の開銀融資に充当)

表面金利 7%

発行価格 額面の98%

期限 15年(満期日 昭和58年3月1日)

償還方法 3年据置後12年分割償還(減債基金制度を併用)

応募者利回り 7.23%

発行方法 ドイッチェ・バンクを幹事とするシ団引受け発行

◇中小企業金融関係法案の閣議決定

政府は2月9日の閣議において、「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案」および「金融機関の合併および転換に関する法律案」を決定した。上記各法律案のおもな内容は次のとおり。

1. 「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案」

金融制度調査会の答申(42年12月号「要録」参照)に則し、現行法を次のように改正する。

(1) 相互銀行

イ、融資対象を原則として中小企業者に限定し、その範囲を新たに法定する(従業員300人以下または別途政令で定める一定資本金以下の事業者)。ただし、省令で定める一定比率以下の大企業向け融資および地方公共団体、個人貸付は認められる。

ロ、最低資本金を現行の10倍に引き上げる(東京都および指定市は3億円、その他は2億円にそれぞれ引上げ)。

ハ、現行の営業区域規制を廃止する。

(2) 信用金庫

イ、会員資格として、現行の従業員規制(300人以下)のほか新たに資本金規制(1億円以下)を加える。

ロ、会員1人当り出資額の最低限度を新たに法定する。

ハ、出資総額の最低限度を現行の10倍に引き上げる(東京都特別区および指定市は1億円、その他は5千万円、信用金庫連合会は10億円にそれぞれ引上げ)。

ニ、現行では員内業務に限定されている内国為替取引、有価証券払込金受入れまたは元利金・配当金支払、有価証券・貴金属等の保護預り等の業務を会員外にも拡大する。また、員外貸付に関する現行規制(預担貸、地方公共団体および金融機関向け貸付に限る)を緩和し、政令の定める範囲内で員外貸付を認める。

(3) 信用組合

イ、出資総額の最低限度を引き上げる(東京都特別区および指定市は2千万円、その他は1千万円にそれぞれ引上げ)。

ロ、現行では認められていない組合員に対する内国為替取引、有価証券払込金受入れまたは元利金・配当金支払、有価証券・貴金属等の保護預りおよび余資の金融機関貸付等の業務を新たに認める。

ハ、1人当り融資限度を狭義自己資本の20%以内に法定する。

2. 「金融機関の合併および転換に関する法律案」

(1) 目的

異種金融機関相互間の合併、転換を促進することを目的に新たに本法を制定。

(2) 対象金融機関の範囲

普通銀行、相互銀行、信用金庫および信用組合

(3) 合併、転換の類型

イ、合併

| (合併当事者) | (合併後の金融機関) |
|-----------------|---------------------|
| 普通銀行と相互銀行 | → 普通銀行または相互銀行 |
| 普通銀行(相互銀行)と信用金庫 | → 普通銀行(相互銀行)または信用金庫 |
| 普通銀行(相互銀行)と信用組合 | → 普通銀行(相互銀行) |
| 信用金庫と信用組合 | → 信用金庫または信用組合 |

ロ、転換

| | |
|------|--------------------|
| 普通銀行 | → 相互銀行または信用金庫 |
| 相互銀行 | → 普通銀行または信用金庫 |
| 信用金庫 | → 普通銀行、相互銀行または信用組合 |
| 信用組合 | → 普通銀行、相互銀行または信用金庫 |

(4) 認可基準

合併および転換には大蔵大臣の認可を必要とするが、認可基準は次のとおり。

- ① 金融の効率化に資すること。
- ② 当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと。
- ③ 合併、転換後の業務遂行見通しが確実なこと。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引下げに伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

| 買取手形期間 | 割引率 | | |
|--------|-------------|------------|------------|
| | 1月29日 以降 | 2月1日 以降 | 2月8日 以降 |
| 30日以内 | 4.625% | 4.5% | 4.625% |
| 31～60日 | 4.75 | 4.625 | 4.75 |
| 61～90日 | 4.875 | 4.75 | 4.875 |
| 90日以上 | 5.0 | 4.875 | 5.0 |

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、上記ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引下げに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

| | 3か月もの | | 4か月もの | |
|---------|--------|--------|-------|-------|
| | 信用状つき | 信用状なし | 信用状つき | 信用状なし |
| 1月30日以降 | 7.875% | 8.125% | 8.00% | 8.25% |
| 2月2日〳 | 7.75 | 8.00 | 7.875 | 8.125 |
| 2月9日〳 | 7.875 | 8.125 | 8.00 | 8.25 |